

命 令 書

再審査申立人 学校法人 倉田 学園

再審査被申立人 香川県大手前高松高等(中)学校教職員組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者

- (1) 再審査申立人学校法人倉田学園(以下「学園」という。)は、肩書地に所在し、同地に香川県大手前高等学校及び同中学校(以下これら2校を「丸亀校」という。)を、高松市室新町1166番地に香川県大手前高松高等学校及び同高松中学校(以下これら2校を「高松校」という。)をそれぞれ設置し、教育の事業を行っており、初審結審当時の職員数は135名(うち、高松校62名)である。
- (2) 再審査被申立人香川県大手前高松高等(中)学校教職員組合(以下「組合」という。)は、昭和52年9月10日、高松校に勤務する職員をもって結成された労働組合であって、初審結審当時の組合員数は22名である。

2 組合結成以降昭和53年までの労使関係の推移

- (1) 昭和52年9月12日、組合の執行委員長X1(以下「X1委員長」という。)ら組合執行部役員7名は、学園理事長Y1(以下「Y1理事長」という。)に対し、組合結成の通告を行った。

その際、Y1理事長は、「組合とは、利益が相反する。行くところまで行く。」、「なんや知れん、得体の知れんもんとは、団交できん。」等と発言した。

- (2) 組合は、①昭和52年9月12日以降行われた組合ニュース等の配布に対し、学園が合計8件の警告書を交付したこと、②同月16日付け要求書における要求事項である公立並み待遇の早期実現に関しての前歴計算及び同年年末ボーナス査定に関する団体交渉において、学園が誠実に対応しなかったこと、③同月18日、Y1理事長が組合員X2(以下「X2」という。)の父親を丸亀校に呼び出し、父親に対してX2の退職を強要したこと、④同月21日以降行われた職場集会のための小会議室の使用に対して学園が合計5件の警告書を交付したこと、⑤同53年2月下旬、父兄に対する「私学助成をすすめる会」への入会勧誘に際して、

生徒を使ったことに対して、学園が、X1 委員長ほか 1 名に対し訓告処分を行ったこと、⑥同年 3 月 10 日に行われた卒業式終了後の職員祝賀会における抗議行動に対して、学園が X1 委員長ほか 1 名に対し訓告処分を行ったことが、それぞれ不当労働行為であるとして、同年 8 月 17 日、香川県地方労働委員会(以下「香川地労委」という。)に不当労働行為救済申立てを行った。香川地労委は、同 58 年 12 月 10 日付けで、①組合に対する無許可のビラ配布を理由とした同 52 年 9 月 26 日付けほか 7 件の各警告書を撤回しなければならない、②同月 16 日付け要求について誠意をもって団体交渉に応じなければならない、③X2 に対し組合員である故をもって退職を勧奨することにより、組合の運営に支配介入してはならない、④組合に対する無許可の小会議室使用を理由とした同月 26 日付けほか 4 件の各警告書を撤回しなければならない、⑤「私学助成をすすめる会」の父兄への勧誘を理由として行った同 53 年 3 月 23 日付けの訓告処分は不当労働行為には当たらない、⑥職員祝賀会における組合の抗議行動を理由とした同日付けの訓告処分を撤回しなければならない旨の命令を発した。

学園は、上記香川地労委命令の①ないし④及び⑥を不服として当委員会に再審査申立てをしたが、当委員会は、平成 5 年 5 月 19 日付けで命令を発し、①ないし④については初審命令を支持する一方、⑥については不当労働行為には当たらないと判断した。

- (3) この間、昭和 52 年 9 月 16 日、組合は、学園に対して、公立並み待遇の早期実現等について団体交渉の申入れを行った。しかし、労使双方の交渉人員について意見の対立があり、要求内容について交渉が行われない状態が続いた。

その後、学園と組合との間で団体交渉ルールについての交渉が行われたが、最終的に香川地労委のあっせんがあり、同年 12 月 13 日付けで団体交渉ルールを内容とする協定が締結された。

- (4) 昭和 53 年 11 月 15 日午後 7 時過ぎから、組合は、組合活動のために、小会議室を使用し、職場集会を開催した。

これに対し、学園は、同月 24 日付けで、X1 委員長に対し、無許可の職場集会を理由として訓告処分を行った。

3 昭和 54 年から共闘会議結成に至るまでの労使関係

- (1) 昭和 54 年 1 月 27 日、組合は、学園に対して、①同 53 年度の年度末一時金の支給、②専任教員の週当たり持ち時間の適正化、③授業料等の父母負担の軽減等を内容とする要求書を提出した。

これらの要求内容を議題として組合と学園との間で団体交渉が行われたが、交渉は難航し、同 54 年 2 月 28 日の団体交渉で交渉が決裂した。

- (2) そこで、組合は、要求実現のために、昭和 54 年 3 月 1 日から同月 16 日まで、組合員が職員室の各人の机上に、高さ約 27 センチメートル、縦・横各 8 センチメートルの角型紙筒で、その各面に「学園の民主化」、「学園を私物化するな」、「授業料凍結」、「誠意ある団交を」と縦書きにしたものを立てる、いわゆる紙筒闘争を行った。

また、組合は、同月 2 日から同月 23 日まで、「授業料凍結」、「学費値上反対」等の要求を記載した縦約 15 センチメートル、幅約 4 センチメートルの赤色リボンを各組合員が登校後直ちに上着の胸部に着用して下校時に取り外す、いわゆるリボン闘争を行った。学園は、紙筒闘争及びリボン闘争のそれぞれが開始された直後から、これらの行為に対し、職員朝礼時に当時の高松校校長 Y2(以下「Y2 校長」という。)又は教頭から口頭で注意をさせていた。

- (3) さらに、組合は、上記リボン闘争等に併せて、朝登校した Y2 校長に対する集団的要求行動、職員朝礼時に職員室の窓際に組合員が並んで立って校長らに要求を行う闘争(以下「立ちんぼ闘争」という。)等を行った。

- (4) 昭和 54 年 3 月 9 日、学園は、同月 8 日付けで、X1 委員長に対し、「同月 1 日以降の紙筒闘争並びに同月 2 日以降のリボン闘争、校長に対する集団的要求行動及び立ちんぼ闘争は、組合活動としては著しい逸脱行為であり、就業規則に違反するので、訓告する」旨の訓告処分を行うとともに、組合員全員に警告書を交付した。組合員らは、これに抗議し、Y1 理事長に処分の理由につき説明を求めたが、同理事長は要求に応じず、下校しようとした。そこで、約 27 名の組合員は、下校しようとする同理事長と Y2 校長が乗った自動車の前に約 2 時間にわたり立ちふさがり、説明を求めた。

- (5) 翌 3 月 10 日の卒業式当日も、職員室での紙筒闘争、立ちんぼ闘争が行われたほか、卒業式の最中にもリボン闘争が行われた。さらに、高松校の中庭に組合員の自動車を約 10 台並べた上、それら自動車のフロントガラスに、組合員の主張を書いたものを張り出して、卒業式に参列した父兄向けのアピールを行った。

- (6) 学園は、上記(4)の理事長及び校長への要請行動、上記(5)の紙筒闘争、リボン闘争及び父兄向けのアピール等を理由に、X1 委員長に対し昭和 54 年 3 月 12 日付けで、組合員 X3(以下「X3」という。)ほか 4 名に対し同月 16 日付けで、それぞれ訓告処分を行った。

- (7) さらに、学園は、昭和 54 年 3 月 20 日付けで、X1 委員長に対し、同月 12 日以降の紙筒闘争及びリボン闘争並びに上記(4)の理事長及び校長への要請行動等を理由として、同月 22 日から 4 月 20 日までの間、出勤停止処分を行った。

- (8) 学園は、昭和 54 年 3 月 31 日付けで、X3 に対し、紙筒闘争、リボン闘争並び

に上記(4)の理事長及び校長への要請行動等を理由として、教諭から常勤講師に降職する処分を行った。さらに同年4月、Y1理事長及びY2校長は、X3を、Y2校長に対する暴行を理由として告訴した。

なお、同55年12月、X3は不起訴処分とされた。

- (9) 昭和54年4月から、Y1理事長の娘婿であるY3(以下「Y3校長」という。)が新たに高松校校長として赴任した。

- (10) この間、昭和54年3月、組合は、X1委員長らが発起人として、学費凍結請願のための署名運動を行い、父兄に対して、「学費凍結請願のための署名のお願い」等の文書を送付した。

これに対し、学園は、組合員らが学費凍結請願のための署名運動を発起人として行ったことにより、同文書は学園の名誉、信用を傷つけたとして、同年5月7日付けで、X1委員長ほか2名の組合員に対し厳告処分を、X3ほか24名の組合員に対し訓告処分を行った。

- (11) 学園は、昭和54年6月末には、組合員X4(以下「X4」という。)に対し、生徒に対する体罰事件に関して、教諭から非常勤講師に降職する処分を行った。

- (12) 組合は、昭和54年5月15日から同月21日までの間及び同月29日から6月4日までの間、紙筒闘争を行った。

これに対し、学園は、同年8月9日付けで、組合員に上記紙筒闘争を行わせたこと等を理由として、X1委員長ほか4名に対し、厳告処分を行った。

- (13) さらに、組合は、昭和54年11月29日から12月5日までの間及び同月8日から同月15日までの間、紙筒闘争を行った。

これに対し、学園は、同55年2月4日付けで、同54年11月29日から12月5日までの間、組合員に上記紙筒闘争を行わせたこと等を理由として、X1委員長ほか2名に対し、厳告処分を行った。

- (14) 学園は、組合結成以降、組合の組合活動等を理由として、組合員に対して、上記のように数多くの懲戒処分を行ってきたが、これをまとめると次表のとおりである。

表 1 組合員に対する処分状況一覧表(昭和 53. 3. 23～同 55. 2. 4)

番号	氏名	処分日付	処分内容	主な処分事由
1	X1 ほか 1 名	昭和 53. 3. 23	訓告	職員祝賀会への抗議行動
2	X1 ほか 1 名	〃 53. 3. 23	訓告	「私学助成をすすめる会」への勧誘
3	X1	〃 53. 11. 24	訓告	就業時間外職場集会
4	X1	〃 54. 3. 8	訓告	リボン・紙筒による要請行動 校長への要請行動
5	X1	〃 54. 3. 12	訓告	リボン・紙筒による要請行動 理事長及び校長への要請行動
6	X3 ほか 4 名	〃 54. 3. 16	訓告	リボン・紙筒による要請行動 理事長及び校長への要請行動
7	X1	〃 54. 3. 20	出勤停止 30 日	リボン・紙筒による要請行動 理事長及び校長への要請行動
8	X3	〃 54. 3. 31	降職	リボン・紙筒による要請行動 理事長及び校長への要請行動
9	X1 ほか 2 名	〃 54. 5. 7	厳告	学費凍結請願のための署名運動
10	X3 ほか 24 名	〃 54. 5. 7	訓告	学費凍結請願のための署名運動
11	X4	〃 54. 6.	降職	生徒に対する体罰事件
12	X1 ほか 4 名	〃 54. 8. 9	厳告	紙筒闘争
13	X1 ほか 2 名	〃 55. 2. 4	厳告	紙筒闘争

(15) この間、昭和 54 年 6 月 29 日、組合は、単独では労使関係を正常化することは困難であると考え、日本労働組合総評議会香川県地方評議会(以下「県総評」という。)に加盟した。

- (16) 県総評は、昭和 54 年 7 月以降、組合、学園間の労使紛争解決のため、以下のとおり、学園と折衝を重ねた。

県総評は、同年 7 月から 8 月にかけて、労使関係正常化のための話合いの場を持てるように学園と折衝したが、進展しなかった。

そこで、県総評は、学園に対し、同年 8 月下旬以降、何回か「団体交渉」を申し入れたが、学園は、団体交渉になじまない事項もあり、検討する等としてこれに応じなかった。

また、県総評は、同月頃に、高松校 PTA に事態解決への協力を求めたところ、同 PTA は、学園と組合を仲介して話合いによる解決を図るよう努力することとなった。この結果、同年 9 月以降数回にわたり、X3 の告訴の取下げ及び校内の組合活動を中心議題として、高松校 PTA、組合及び学園の三者会談が持たれたが、同年 11 月、不調に終わった。

その後、県総評は、同年 11 月下旬から同 55 年 3 月まで、X3 の上記(8)の降職処分の撤回及び労使関係正常化のための話合いの場を作るため、学園と数回にわたり折衝したが、学園は同処分は撤回できないなどと主張して、事態は進展しなかった。

- (17) 昭和 54 年度中、組合と学園との間では、月 1 回程度団体交渉が行われたが、X3 の降職処分、X1 委員長及び X4 に係る懲戒処分等に関する団体交渉の申入れに対し、学園は、個人の処分問題については団体交渉に応ずる義務はない、団体交渉の議題にはならない等として、一切応じなかった。

- (18) このように、県総評あるいは組合が要求する団体交渉等に学園が応じない状況が続く中で、県総評は、事態の打開のためにはより広範な支援組織が必要と考え、昭和 55 年 3 月 24 日、組合、高松地区労働組合連合会、日本社会党香川県本部等 23 団体を構成メンバーとする大手前高松高等(中)学校教職員組合不当処分撤回支援共闘会議(以下「共闘会議」という。)を結成した。

共闘会議は、学園における不当弾圧、不当処分を撤回し、正常な労使関係を確立することにより民主的な学園を作るために組合の活動を支援することを目的として掲げ、不当弾圧、不当処分撤回のための諸活動を行うこととしていた。また、共闘会議の議長は県総評議長で、事務局は県総評事務局内に置かれており、参加 23 団体の代表から構成される幹事会によって運営されていた。

- (19) なお、昭和 55 年 3 月頃、組合は、高松校の所在地番を書いた組合あての郵便物が届かなくなったことに気付き、調べたところ、学園が約 3 か月間、10 通を超える組合あての郵便物を留置していたことが判明し、それら郵便物は組合の要請で引き渡された。

その後、学園は、現在まで、組合あての郵便物については、高松校の所在地番にはあて名の者はいない旨の付箋をつけて、差出人に返送している。

- (20) 昭和 55 年 3 月末、学園は、X3 を、講師の雇用期間満了を理由として、雇止めとした。

- 4 X1 委員長ほか 5 名に対する昭和 55 年 8 月 9 日付け出勤停止処分及び X6 に対する同月 10 日付け出勤停止処分等

- (1) 共闘会議は、教育の場である高松校の労使関係の混乱は社会的にも問題があるとして、学園における組合員に対する不当処分の撤回と正常な労使関係の回復を目的に、学園における懲戒処分等の実態を世論に訴え、広く理解を求めるため、ビラ張り、宣伝車等の宣伝活動を行うこととした。

そして、昭和 55 年 4 月 1 日の早朝、「不当解雇反対」、「学園の私物化反対」、「入学金の先取りを止めろ」等と記載したビラを学園付近の電柱等へ張り、さらに、同年 4 月 23 日、5 月 17 日、同月 24 日及び 7 月 8 日には、学園周辺をはじめ高松市内の電柱等に上記ビラを相当数貼付した。

宣伝活動については、共闘会議が日程等を組み、加盟団体に対し割当の人数を出すよう要請し、各加盟団体はこの要請に応じた。そして、宣伝活動に参加した者は、共闘会議の指示を受けて具体的な行動を行っていた。下記(2)及び(4)の宣伝活動も、共闘会議の要請、指示を受けて、具体的な活動が行われた。

なお、ビラの文言や宣伝車による宣伝文句は、共闘会議の事務局が作成していた。

- (2) 上記(1)の宣伝活動のうち、昭和 55 年 7 月 8 日早朝には、X1 委員長、組合員 X5(以下「X5」という。)及び同 X6(以下「X6」という。)が、共闘会議の発行の「大手前 Y1 理事長は 高い学費で私腹をこやすな共闘会議」、「大手前 Y1 理事長は 教育をもうけの手段にするな共闘会議」等の文言を記載した縦約 55 センチメートル、横約 20 センチメートルの大きさのビラ相当数を電柱等に貼付した。
- (3) 共闘会議は、昭和 55 年 4 月 2 日から同月 30 日まで、5 月中旬、6 月上・中旬及び 7 月 5 日に高松市内を、また、同年 4 月 9 日から同月 19 日まで及び 7 月 5 日に丸亀市内を、県総評等の宣伝車で走行しながら、ラウンドスピーカーにより、録音テープに収録した下記の宣伝文句による宣伝を繰り返し行った。

「大手前 Y3 校長は、組合との話合いに応じなさい。大手前高松高校職員組合の不当処分を撤回し、Y1 理事長、Y3 校長は、教育者として、憲法を守り、法律を守りなさい。こちらは大手前高松高校職員組合にかけられている不当処分を撤回する支援共闘会議です。大手前高松高校では今大変な事が起こっています。大手前 Y1 理事長、Y3 校長は教育者でありながら、憲法、法律を無視し、先生

方を不当にも処分しています。また、正式な話し合いにも応じません。大手前 Y3 校長は組合との話し合いに応じなさい。大手前高松高校職員組合の不当処分を撤回し、Y1 理事長、Y3 校長は、教育者として、憲法を守り、法律を守りなさい。大手前高松高校は、県下でただ一つの入学金先取りの学校です。大手前では学校を金もうけの手段と考え、入学金は県下の私立学校で最高です。大手前 Y1 理事長は、学園を教育の場に戻すため、組合との正式な話し合いに応じなさい。直ぐ話し合いに応じなさい。大手前高松高校職員組合の X3 先生を学園に戻し、明るい学園作りを共闘会議として要請します。こちらは、大手前高松高校職員組合にかけられている不当処分を撤回する支援共闘会議です。大手前高松高校は、県下でただ一つの入学金先取りの学校です。大手前では学校を金もうけの手段と考え、入学金は県下の私立高校で最高です。大手前 Y1 理事長は、学園を教育の場に戻すため、組合との正式な話し合いに応じなさい。」

- (4) このうち、昭和 55 年 5 月 12 日午後 5 時過ぎには、組合員 X7(以下「X7」という。)及び同 X8(以下「X8」という。)が、同年 6 月 3 日午後 5 時過ぎには、X7 及び同 X9(以下「X9」という。)が、さらに、同年 7 月 5 日午後 4 時過ぎには X8 が宣伝車に乗っていた。
- (5) 高松校教頭補佐 Y4(以下「Y4 教頭補佐」という。)は、昭和 55 年 6 月 6 日午後 5 時過ぎ、高松市内の路上で共闘会議の宣伝活動をしている宣伝車を目撃したが、その際、助手席に乗っている眼鏡をかけた男の横顔を見て組合員 X10(以下「X10」という。)であると思ったので、学園にその旨の報告をした。
- (6) 昭和 55 年 8 月 9 日、学園は、X1 委員長、組合員 X5、同 X9、同 X7、同 X10 及び同 X25 を高松校校長室に呼び、X1 委員長及び X5 に対して上記(2)記載のビラ貼付が、X9、X7 及び X8 に対して上記(4)記載の宣伝車による宣伝が、X10 に対して上記(5)記載の宣伝車による宣伝が、いずれも学校の社会的信用を失墜させ、名誉を傷つけており、これらは、高松校就業規則(以下単に「就業規則」という。)第 14 条第 10 号に違反し、同規則第 69 条第 5 号に該当するとして、同日付けで、同月 11 日から 20 日までの間、出勤停止処分にした。

また、帰省中の組合員 X6 に対しては、学園は、上記(2)記載のビラ貼付に関して、同月 10 日付けで、同じく同月 11 日から 20 日までの間、出勤停止処分にした。

- (7) 学園は、上記の X1 委員長ほか 6 名(以下「上記 7 名」という。)に対して、昭和 55 年 8 月 21 日に同月分の賃金(交通手当及び住宅手当を除く。)を、同年 9 月 10 日に同年 8 月分の交通手当及び住宅手当をそれぞれ支給した際、上記(6)の出勤停止処分に伴い、各人の所定の支給額から、次表の昭和 55 年 8 月分の賃

金、交通手当及び住宅手当の各欄記載の金額を、それぞれ減じた。

また、学園は、同 55 年度冬季一時金を同年 12 月 5 日支給したが、その際、上記 7 名の所定支給額から、次表の昭和 55 年度冬季一時金の欄記載の金額を、それぞれ減じた。

さらに、学園は、ベースアップによる賃金差額を同年 56 年 1 月に支給したが、その際、上記 7 名については、同 55 年 8 月分賃金差額から次表のベースアップ 8 月分差額の欄記載の金額をそれぞれ減じて支給した。

表 2 賃金等減額表

単位：千円

項目 氏名	昭和 55 年 8 月分			昭和 55 年度 冬季一時金	ベースアップ 8 月分差額
	賃 金	交通手当	住宅手当		
X1	89,460	762		174,017	3,786
X9	80,550	1,731	1,049	128,419	3,422
X7	67,428	1,731		114,138	2,876
X10	54,747	762	1,039	106,759	2,221
X8	52,434	1,731	1,731	91,921	2,330
X5	52,434	2,181		76,123	2,330
X6	48,051	762	1,731	72,358	2,112

(注) 昭和 55 年 8 月分の賃金欄の金額は、交通手当及び住宅手当を除く額である。

(8) 学園は、組合からの団体交渉申入れに対し、昭和 55 年度は、同年 5 月 21 日の団体交渉と香川地労委のあっせん等による 2 回(同 56 年 1 月 14 日及び 3 月 11 日)の団体交渉を行ったが、組合員の処分・処遇問題についての団体交渉はする必要がない等として応じていない。

(9) 学園は、昭和 55 年 2 月から同年 12 月までの紙筒闘争等の組合活動を理由として、同 56 年 3 月 27 日付けで、X1 委員長ほか 2 名に対し、同月 28 日から同月 31 日までの間出勤停止処分にした。

なお、同出勤停止処分については、本件初審香川地労委において、上記紙筒闘争等はいずれも正当な組合活動の範囲を逸脱したもので、当該処分は不当労働行為に当たらないと判断されており、この件について、組合から再審査の申立てはなされていない。

(10) 後記 5 の(3)の経緯により昭和 56 年 4 月から休職となった X1 委員長を除く組合員 X9、同 X7、同 X10、同 X8、同 X5 及び同 X6 は、同月の定期昇給が 1 か

月延伸され、同年 5 月に昇給となった。

5 X1 委員長の職歴、組合歴等と休職処分に至までの経緯

- (1) X1 委員長は、昭和 40 年 4 月、高松校の社会科の教諭として採用され、以来、地理、政治経済の各教科の担当として勤務していた。同 40 年度から同 51 年まで学級担任(うち、同 43 年度から同 45 年度までは優秀クラス)、同 52 年度から同 55 年度まで学級副担任を務め、この間、同 43 年度から同 54 年度まで社会科の教科主任に任じられた。

また、同人は、同 52 年 9 月 10 日の組合結成と同時に執行委員長となり、現在に至っている。

- (2) 学園は、昭和 54 年度当初、組合員 X11(国語科教諭)を丸亀校へ転勤させ、同年度末、前記 3 の(20)のように、降職処分により講師となっていた組合員 X3 を雇止めとし、また、同 55 年度に同 X12(体育科教諭)を丸亀校へ転勤させ、同 X13(社会科教諭)(以下「X13」という。)を県外大手予備校に出向させ、同 56 年度に、復帰時期を迎えた X13 を高松校に復帰させ、同 X14(国語科教諭)、同 X15(英語科教諭)、同 X6(数学科教諭)の 3 名を丸亀校へ転勤させた。

なお、学園は、同 55 年度末において常勤講師 2 名(国語科、図書司書各 1 名)、非常勤講師 7 名(国語科 1 名、数学科 2 名、理科 2 名、美術科 1 名、家庭科 1 名)及び嘱託 1 名(英会話)の合計 10 名が退職となったのに伴い、同 56 年度当初に常勤講師 1 名(国語科)、非常勤講師 2 名(国語科、家庭科各 1 名)及び嘱託 3 名(作法、武道、英会話各 1 名)の合計 6 名を採用している。

- (3) 昭和 56 年 3 月 31 日、学園は、高松校における生徒数の減少に対処するためとして、X1 委員長に対し、就業規則第 55 条第 2 項に基づき、同年 4 月 1 日から同年 57 年 3 月 31 日まで休職を命じた。

なお、高松校において、生徒数の減少に対処するためという理由で休職処分になったのは、X1 委員長が初めてであった。

また、X1 委員長の休職期間中の賃金については、学園は、労働基準法に基づく平均賃金の 6 割を支給した。

- (4) 昭和 51 年度から同 57 年度の間における高松校の年度別学年別クラス数・生徒数は、別表 1 のとおりであり、クラス数及び生徒数は同 52 年度以降年々減少し、同 55 年度から同 56 年度までの間におけるクラス数は 20 クラスから 18 クラスに、同期間中の生徒数は 831 名から 718 名にそれぞれ減少している。
- (5) 昭和 51 年度から同 57 年度までの間における高松校の社会科担当の教科時間数は、別表 2 のとおりであり、同 55 年度から同 56 年度までの間における社会科担当の教科総時間数は、週当たり 131 時間から 121 時間に減少している。

なお、同 55 年度及び同 56 年度における社会科担当の教員は、同 56 年度において X1 委員長が休職となり、X13 が高松校に復帰したことにより、いずれも教諭 7 名、非常勤講師 1 名の計 8 名であった。

- (6) 昭和 51 年度から同 57 年度までの間における X1 委員長の学年別教科分担と教科時間数は、別表 3 のとおりである。

- (7) 昭和 51 年度から同 57 年度までの間における高松校の社会、国語、数学、理科及び英語の各教科別の教員数及び教科総時間数は、別表 4 のとおりである。

社会科以外の科目についてみると、同 56 年度は、前年度に比べ、教科総時間数については、国語で 11 時間、数学で 15 時間、理科で 13 時間及び英語で 8 時間がそれぞれ減少しており、教科別の教員(教諭及び常勤、非常勤講師)の数については、国語で 1 名、数学で 3 名、理科で 2 名、英語で 1 名がそれぞれ減員となっている。

6 X1 委員長の休職期間満了による退職、非常勤講師への採用等

- (1) 昭和 56 年 4 月 3 日及び同月 8 日、組合は、学園に対し、X1 委員長の休職の件ほか数項目について団体交渉を申し入れたが、学園は、個人の問題であるので団体交渉にはなじまないなどとして、これに応じなかった。

- (2) 組合は、昭和 56 年 4 月 16 日、学園に対し、X1 委員長のほか組合員 X3、同 X4 に対する処分を撤回し、原状に復することなどを求めた春闘要求書を提出した。

その後、組合は、この要求書に基づいて団体交渉を申し入れたが、学園はこれに応じなかった。

- (3) さらに、組合員は、昭和 57 年 2 月 17 日、X1 委員長を同 57 年度に職場復帰させること、また、同 56 年度は勤務したものとして賃金を支払うことなどを内容とする要求書を学園に提出した。

その後、組合は、この要求書に基づいて団体交渉を申し入れたが、学園は、学園が行った休職処分は団体交渉の議題にはなじまないなどとして、これに応じなかった。

- (4) X1 委員長は、昭和 57 年 3 月 1 日、Y3 校長に対し、復職を願い出るとともに同 57 年度での休職の扱いがどうなるのか尋ねたところ、同校長から、同月末頃にならなければわからないとの返事があった。そこで、X1 委員長は、このまま休職期間が満了した場合退職となるおそれもあったため、学園に対し、同月 17 日付けの文書で復職願を提出した。

- (5) 昭和 57 年 3 月 30 日、学園は、X1 委員長に対し、同月 17 日付けの復職願については許可しないこと及び就業規則第 59 条第 2 項に基づき同月 31 日の経過をもって休職期間は満了し、退職となる旨を記載した同月 30 日付け通知書を

交付した。

- (6) しかし、その後、学園は、X1 委員長に対し、昭和 57 年 4 月から非常勤講師として採用する旨口頭で通知した。

そして、学園は、X1 委員長に同 57 年度においては高校 3 年の地理を週当たり 3 時間担当させた。

- (7) その後、学園は、X1 委員長の担当授業時間を、昭和 58 年度及び同 59 年度は週当たり 4 時間、同 60 年度及び 61 年度は週当たり 8 時間とした。

- (8) 高松校においては、昭和 57 年 3 月 31 日付けで組合員 X4(理科非常勤講師)が雇止めとなり、同 X16(以下「X16」という。)(社会科教諭)、同 X17(以下「X17」という。)(英語科教諭)、同 X10(数学科教諭)及び同 X18(以下「X18」という。)(社会科教諭)が非常勤講師に降職となり、常勤講師 1 名が退職となった。(X16 及び X17 の降職処分に至る経緯については、後記 7 参照)

また、高松校においては、同 57 年度当初において常勤 1 名が採用され、同年度末において教諭 1 名、常勤講師 1 名及び非常勤講師 1 名が退職となり、同 58 年度当初に教諭 1 名が採用され、同年度末に常勤講師 1 名及び非常勤講師 1 名が退職となり、同 59 年度当初において教諭 3 名が採用され、同年度末において X16、X17 及び X18 が雇止めとなり、同 60 年度当初において教諭 1 名が採用された。(X16 及び X17 の雇止めに至る経緯については、後記 8 参照)

なお、社会科については、同 63 年度に教諭 1 名が採用された。

- (9) 組合は、昭和 57 年 4 月 5 日、同月 13 日、同月 19 日及び同月 28 日、学園に対し、X1 委員長ら組合役員 7 名の休職期間満了による退職扱い、雇止めまたは非常勤講師への降職処分を議題とする団体交渉の開催を申し入れたが、学園は、団体交渉になじまないとの理由でいずれもこれを拒否した。

- (10) 組合は、昭和 57 年 5 月 11 日、学園に対し、上記組合役員 7 名に対する各処分等の早急な撤回、原状回復などを要求項目とする春闘要求書を提出した。

その後、組合は、同要求書に基づいて同年 9 月 10 日頃まで団体交渉を申し入れたが、学園はこれに応じなかった。

7 X16 及び X17 の降職処分に至る経緯

- (1) X16 は、組合結成以来、昭和 52 年度は書記長、同 54 年度は副委員長、同 55 年度及び同 56 年度は書記長、同 57 年度から同 59 年度までは副委員長、同 60 年度は執行委員を務めた。

X17 は、組合結成以来、同 53 年度は会計監査、同 54 年度は書記長、同 55 年度は書記次長、同 56 年度は執行委員、同 57 年度は書記長、同 58 年度から同 60 年度までは執行委員を務めた。

- (2) 生徒指導部は、昭和 54 年度に学園の承認を受けて「服装についての指導基準」を作成し、同基準は、翌 55 年度以降生徒に配布されてきていた。

同年度において、高松校在校生の服装の乱れや遅刻が目立ち始めたため、生徒指導部だけでなく、職員会議でもこの問題について論議がなされていた。これに対して、生徒指導部は、同年度に輪番制による遅刻指導を行った。なお、これについて学園からは特に異議が述べられることはなかった。

- (3) 昭和 56 年度において、Y3 校長は、同 56 年 4 月 3 日開催の職員会議の席上、新年度の校務分掌表を発表するとともに、その対策として、同分掌表で生徒指導部の生活指導係(校内担当)に指名された組合員 X19(以下「X19」という。)、X16、X17 及び X20(以下「X20」という。)の 4 名中、女性で養護教諭である X20 を除いた 3 名に対し、翌 4 日以降当分の間、毎朝高松校の玄関前で 8 時 15 分から生徒の服装指導をするように命じた(高松校の職員の始業時刻は、就業規則第 15 条には午前 8 時 30 分と定められており(後記 10 参照)、この命令によって、15 分繰上げとなる。また、同命令による服装指導の終了時刻は、午前 8 時 40 分であった。以下この命令を「本件早朝生徒指導命令」という。))。

ところで、Y3 校長は本件早朝生徒指導命令を X16、X17 らに発した理由について、本件の初審香川地労委における審問において、同人らが生徒指導部の生活指導係の校内担当であるからと証言している。

なお、校務分掌の分担期間は 1 年間であり、本件早朝生徒指導命令中の「当分の間」とは、Y3 校長は、本件命令は 1 年間の趣旨で指示したものであり、X16 及び X17 も 1 年間の趣旨で命令されたものと受け取っていた。

また、学園が本件早朝生徒指導命令の根拠とする就業規則第 15 条但し書の規定は、当時、関係者間において、臨時的な必要が生じたときに適用すると解されており、実際にも修学旅行、入学試験等の一日又は数日程度の勤務時間の変更のように例外的な場合にのみ適用されていた。

本件早朝生徒指導命令が発せられた際、X16 及び X17 は、それぞれ、「突然言われても困る。家の都合がある。」などと発言したが、Y3 校長は何の返答もしなかった。しばらくして、当日に司会をしていた Y5 教頭が「更に意見があれば後にして下さい。」と発言して次の議題に移り、その後この点についてのやり取りがないまま、職員会議は終わった。

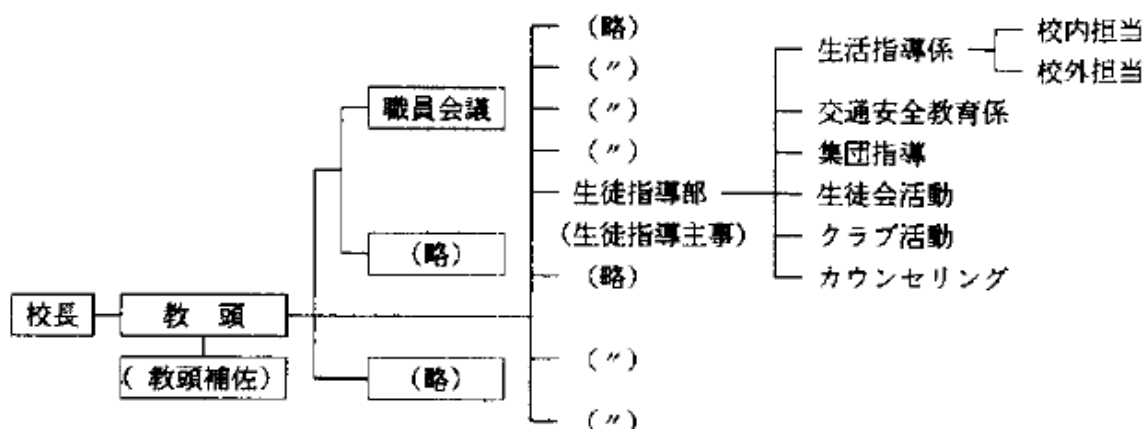
なお、高松校では、当日の学校行事に関する注意事項等が伝達される職員朝礼が毎朝午前 8 時 30 分から同 8 時 35 分にかけて行われていた。

- (4) 高松校の校務分掌については、校長が決定し、毎年度の第 1 回目の職員会議で発表されていた。また、昭和 56 年度の校務分掌表(抄)は、次表のとおりであ

った。

なお、生徒指導部の生活指導係は校内担当と校外担当に分かれ、同年度は、それぞれ4名ずつ計8名が担当となっており、うち5名が組合員であった。また、生徒指導部の部長である X21 生徒指導主事(以下「X21 主事」という。)も組合員であった。

表3 昭和56年度校務分掌表(抄)



(注) 本件に関係のない部、係等及び担当職員名等については省略してある。

- (5) 一方、生徒指導部では、昭和56年4月9日開催の部会において、同56年度は、生徒指導は全員の教師が一致して行うことにより高い教育的効果が生まれること、校務分掌上他に受け持っている仕事との関係で特定個人に負担がかからないようにすることが必要であること等から、生徒の服装指導や遅刻指導について、生徒指導部員の輪番制による指導を行うこととし、同月13日から18日までの期間、毎日午前8時15分から同9時40分まで高松校の玄関前で、同8時40分から同8時50分まで同校の二・三号館2～4階非常扉前等で、同8時40分から同9時40分まで視聴覚教室で、それぞれこれらの指導を行うことを内容とした「昭和56年度4月生徒指導(校内)計画」を作成し、これを実施した。
- (6) しかし、その後、上記生徒指導計画については Y3 校長から、X16、X17 ら3名が毎朝玄関前で服装指導を行うことになっていないとして、却下されたので、生徒指導部は、昭和56年4月20日から同月30日までの期間については、玄関前での指導を中止し、毎朝午前8時40分から同8時50分まで二・三号館2～4階非常扉前で、同8時40分から同9時40分まで選択A教室等で遅刻指導及び服装指導を輪番制で行うことを内容とした生徒指導計画を作成し、これを実施した。

さらに、生徒指導部では、その後も同57年3月まで、遅刻指導及び服装指導について午前8時40分前の指導(以下「早朝指導」という。)を含む輪番制によ

る生徒指導計画を逐次作成し、実施した。

なお、これら生徒指導部が作成した生徒指導計画について、同 56 年 6 月頃、同計画では X16、X17、X19 が毎朝玄関前で服装指導することになっていないとして、学園から却下されたことがあったが、結局、生徒指導部では早朝指導を含む輪番制による生徒指導を続行することとした。

- (7) X16 及び X17 は、昭和 56 年 4 月 13 日から翌年 3 月 19 日までの間、上記の生徒指導部が作成した輪番制による生徒指導計画に従い、服装指導等に当たった。

なお、X19 は、本件早朝生徒指導命令に従い、当初を除き、同 57 年 3 月まで玄関前で服装指導を行った。

- (8) 昭和 56 年 5 月 1 日、始業時刻前、X16 は、職員室において Y6 教頭に団体交渉の申入れを行ったが、その際、居合わせた Y3 校長にも同様の団体交渉の開催を申し入れた。すると、Y3 校長から、「いま何時だと思っているんですか。」、「玄関前のところで指導していなければいかん時間じゃないですか。」と言われた。それに対し、X16 は、「それは、4 月 3 日以来保留にされているはずですが。」と答えた。

- (9) Y3 校長は、昭和 56 年 5 月 6 日 X16 を、同月 19 日 X17 を、それぞれ校長室に呼び、本件早朝生徒指導命令に従うように指示した。これに対し、X16 及び X17 は、それぞれ、生徒指導部が作成した輪番制による生徒指導計画に従って指導を実施しているので、それについては生徒指導部と話をして欲しい旨、及び本件早朝生徒指導命令には就業時間の変更等労働条件に係わる問題も含まれているので、組合とも交渉をして欲しい旨を述べた。

- (10) 昭和 56 年 5 月 22 日、組合は、Y3 校長の同月 6 日及び同月 19 日の X16 及び X17 に対する発言に対し抗議するとともに、このような労働条件の一方的変更に関して、組合と早急に交渉を持つよう要求する旨の抗議文を学園に提出した。

また、組合は、本件早朝生徒指導命令による労働時間の変更は労働条件に関する問題であるとして、同月 23 日には同命令に伴う就業時間の変更のほか 2 件を議題とする団体交渉を開催するよう申し入れた。しかし、学園は、個人の問題であるので団体交渉になじまないとしてこれに応じなかった。

そこで、組合は、これを組合執行部に対する弾圧ととらえ、同月 27 日、本件早朝生徒指導命令を拒否することとし、これを機関決定した。そして、組合は、同年 6 月 1 日、同月 4 日及び同月 23 日、学園に対し、同命令に伴う就業時間の変更を議題とする団体交渉の開催を再度申し入れたが、学園は、これにも応じなかった。

- (11) 一方、昭和 56 年 6 月上旬、Y3 校長は、X21 主事に対し、X16 及び X17 に本

件早朝生徒指導命令による指導を毎朝実施するよう伝えよと指示し、X21 主事は、生徒指導部会で Y3 校長の話を両名に伝えた。

さらに、X21 主事は、2 学期及び 3 学期に一度ずつ、Y3 校長から同様の指示を受け、両名に対しその趣旨を伝えた。

- (12) 昭和 56 年 7 月 8 日、Y3 校長は、X16 及び X17 に対し、「高松校就業規則第 15 条に基づき、同 56 年度勤務時間については、始業時刻を午前 8 時 15 分に、終業時刻を午後 5 時に変更する旨同年 4 月 3 日に通知したが、正当な理由なく指定の時刻に登校せず、その後、X16 に対しては同年 5 月 1 日及び同月 6 日、X17 に対しては同月 19 日、それぞれ指定の時刻に勤務するように注意したにもかかわらず、故意に業務命令を無視し続けていることは就業規則第 14 条第 5 号の違反であり、責任追求する権利を留保することを通告する」旨の同年 7 月 8 日付け警告書を交付した。

- (13) さらに、昭和 56 年 8 月 4 日、学園は、X16 及び X17 に対し、上記(12)記載の同年 7 月 8 日付け警告書の交付後も勤務時間の変更指示に従わなかったことを理由として、「故意に業務命令を無視し遅刻し続けたことは、就業規則第 14 条第 5 号違反であり、同規則第 68 条第 5 号並びに同条第 9 号の規定により 8 月 5 日から同月 10 日までの間出勤停止にする」旨の同年 8 月 4 日付け出勤停止処分通告書を交付した。

- (14) 組合は、昭和 56 年 8 月 8 日、学園に対し、X16 及び X17 の出勤停止処分などを議題とする団体交渉の開催を申し入れ、同月 12 日、22 日及び 29 日にも同様の申し入れを行った。

なお、組合は、同月 29 日、団体交渉の申し入れを行った際、本件早朝生徒指導命令の違反を理由として組合役員を処分したことについては、組合に対する弾圧であると学園に抗議した。

その後も組合は、同年 9 月に 4 回、同年 10 月に 3 回、同年 11 月に 1 回、X16 及び X17 の出勤停止処分などを議題とする団体交渉の開催を申し入れたが、学園はいずれもこれに応じなかった。

- (15) 昭和 57 年 3 月 30 日、学園は、内容証明郵便で X16 及び X17 に対し、本件早朝生徒指導命令違反に対する注意及び出勤停止処分にもかかわらず、同 56 年度末に至るまで違反行為を続けたことを理由として、非常勤講師に降職する旨の同月 31 日付け降職処分通告書を送付した。

8 X16 及び X17 の雇止めに至る経緯など

- (1) 昭和 57 年 4 月 5 日、組合は、X16、X17 の非常勤講師への降職処分等を議題とする団体交渉を開催するよう申し入れたが、学園はこれに応じなかった。

その後、組合は、同月 13 日、同月 19 日及び同月 28 日にも団体交渉を申し入れたが、学園はこれに応じなかった。

- (2) 一方、X16 及び X17 は、高松地方裁判所へ昭和 57 年 3 月 31 日付け降職処分について地位保全の仮処分を申請(昭和 57 年(ヨ)第 104 号事件)した。これに関し、同裁判所は、同 59 年 12 月 27 日、X16 及び X17 の申請を却下する旨を決定した。これに対し、両名は、高松高等裁判所へ抗告したが、同裁判所は、同 63 年 8 月 9 日、同抗告を棄却した。
- (3) 昭和 60 年 3 月 29 日、X16 及び X17 は、上記降職処分に関して、高松地方裁判所に対して高松校の教諭である労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する等の請求の訴えを提起(昭和 60 年(ワ)第 153 事件)し、同裁判所は、平成元年 5 月 25 日、同請求を認容する判決をした。同判決に対し学園は、高松高等裁判所に控訴(平成元年(ネ)第 195 号事件)し、事件は同裁判所に係属中である。
- (4) 学園は、昭和 57 年度については、X16 の週当たり授業時間数を 6 時間とし、X17 については 3 時間とした。

さらに、学園は、同 58 年度及び同 59 年度についても両名を非常勤講師として雇用契約の更新をした。しかし、学園は、同 60 年度については更新しないこととし、同 60 年 3 月 29 日付け内容証明郵便で、両名に対し、「契約期間は、昭和 60 年 3 月 31 日の経過をもって終了しますので、同年 4 月 1 日以降は登校される必要はない、」旨の通知書を送付した。その結果、両名は高松校の非常勤講師としての身分を失った(以下「本件非常勤講師の雇止め」という。)。

- (5) 学園は、昭和 57 年度は生徒指導部の生活指導係(校内担当)のうち組合員 X2、同 X8 及び同 X22 の 3 名に、同 58 年度は同部の生活指導係(校内担当)のうち同 X5 及び同 X23 の 2 名と同部の交通安全教育係のうち同 X7 の計 3 名に、同 59 年度は同部の生活指導係(校内担当)のうち同 X9 及び同 X2 の 2 名と同部の交通安全教育係の同 X13 の計 3 名に、同 60 年度は同部の生活指導係(校内担当)のうち同 X5 及び同 X8 の 2 名と同部の交通安全教育係の同 X7 の計 3 名に、それぞれ早朝指導を命じた。この命令に従い、早朝指導は継続的に行われた。
- (6) 昭和 56 年度から同 60 年度までに生活指導係(校内担当)、交通安全教育係に指名された者は、次表のとおりである。すなわち、学園は、生活指導係(校内担当)と交通安全教育係には、女性と同 58 年度の交通安全教育係の 1 名(高松)を除き、すべて組合員を充てていた。早朝指導を命じられたのは 11 名で、すべて組合員(うち組合役員は 9 名)であり、そのうち X2、X8、X5 及び X7 の 4 名は、二度命じられている。

表 4 早朝指導命令の受命者一覧表

年度	生活指導係(校内担当)	交通安全教育係
昭和 56	X19 X16△ X17△ X20※	X7 X18 X10
" 57	X19 X2△ X8△ X22△ X20※ X24※	X9 X13 X7
" 58	X19 X5△ X23△ X7 X20※ X24※	X26 X9 X13 X7△
" 59	X19 X9△ X2△ X20※ X24※	X7 X13
" 60	X19 X5 X8△ X20※	X7△ X13 X9

(注)□は早朝指導を命じられた者。△印は組合役員。※印は女性。下線は非組合員。

- (7) 昭和 60 年 6 月頃、上記(5)及び(6)の早朝指導に伴う勤務時間変更の問題について、高松労働基準監督署の監督官から学園に対し実情聴取が行われた。その後、学園は、同年 7 月 20 日から早朝指導を中止することとし、同署にその旨を通知した。

9 本件労使間における係争事件

- (1) 組合結成直後から学園、組合間においては紛争が多発し、組合は学園に不当労働行為があったとして数多くの救済申立てを続けており、現在、香川地労委に係属中の事件が 4 件、学園が、組合に対し団体交渉を拒否し、あるいは団体交渉に際して誠意ある態度を示さなかったこと、組合ニュース等の配布に対して警告、処分等を行ったこと、及び職場集会のための小会議室の使用に対して警告、処分等を行ったこと等が不当労働行為に当たるとして、香川地労委の救済命令又は一部救済命令を不服として学園が再審査を申し立てて当委員会に係属している事件が本件を含めて 11 件ある。

なお、丸亀校にも労働組合が別に結成されており、学園との間の不当労働行為事件が最高裁判所に 1 件係属している。

- (2) 昭和 55 年度冬期ボーナスについての団体交渉開催の申入れに対し、学園が、同年 3 月 31 日雇止めとなった組合員 X3 が交渉委員として団体交渉に出席すること等を理由に団体交渉を拒否し続けたことが不当労働行為であるとして、組合は、香川地労委に不当労働行為救済申立てを行った。

当委員会は、同 58 年 11 月 16 日付けで、初審香川地労委の救済命令を支持し、学園が、被解雇者である組合員 X3 が交渉委員として出席することを理由として

団体交渉を拒否してはならないこと等を命じた。

学園は、東京地方裁判所に上記命令の取消しを求めて行政訴訟を提起したが、同裁判所は、同 63 年 7 月 27 日、学園の請求を棄却した。学園の控訴に対し、東京高等裁判所は、平成 2 年 4 月 9 日、控訴を棄却し、学園はこれに対し上告したが、最高裁判所は、同年 10 月 25 日、学園の上告を棄却した。

10 高松校の就業規則(抄)等

高松校の就業規則及び「給与及び旅費規定」には、次の通り規定されている。
(縦書きを横書きにしたほかは原文のまま)

「第三条 職員は、この規則を遵守し信義に従い誠実に職務を遂行し、当校の向上発展に努力しなければならない。

第十二条 職員は、上長の命令及び指示に従い、上長は所属職員の人格を尊重して懇切に指導し、互いに職務に勉励しなければならない。

第十四条 職員は、左の各号を遵守しなければならない。

(中略)

二. 当校の名義、職員の身分又は資格を詐り若しくは之を濫用しないこと。

(中略)

五. 正当な事由なく遅刻、早退または欠勤をしないこと。

(中略)

八. 当校内で団体活動又は政治活動をしないこと。

(中略)

十. 業務を妨害し若しくは当校の名誉又は信用を傷つけないこと。

(中略)

十二. 書面による許可なく、当校内で業務外の掲示をし、若しくは図書又は印刷物等の頒布あるいは貼布をしないこと。

第十五条 職員の一日の勤務時間は、左の通りとする。但し、当校の都合により全職員又は一部職員の勤務につき基準勤務時間の範囲内で、始業終業の時刻及び休憩時間を変更することがある。

一. 職員 実働八時間

始業時刻 午前八時三十分

終業時刻 午後五時十五分

休憩時間 四十五分

午後〇時三十分から午後一時五分まで

午後二時五十五分から午後三時五分まで

半日授業日

始業時刻 午前八時二十五分

終業時刻 午後二時〇分

(以下略)

第五十二条 職員の身分及び職務は左の通りとする。

一. 教育職員

イ. 校長・・・校務を掌り所属職員を監督する。

ロ. 教諭・・・学生又は生徒を教育する。

ハ. 養護教諭・・・学生又は生徒を養護する。

ニ. 助教諭・・・教諭の職務を助ける。

ホ. 講師・・・教諭の職務を代行する。

二. その他の職員

イ. 事務職員・・・事務に従事する。

ロ. 技術職員・・・技術に従事する。

三. 雇員・・・雑務に従事する。

第五十三条 職員は、左の各号の一に当たる場合には、その身分を失う。

一. 死亡したとき。

二. 雇用期間が満了したとき。

三. この規則により解職せられたとき。

四. この規則により退職したとき。

第五十四条 当校は、職員が左の各号の一に当たる場合には、休職を命ずる。

一. 公職についたため業務上に支障があると認めたとき。

二. 自己の都合により引続き又は断続して欠勤三十日以上にわたったとき。

三. 業務外の傷病で引続き欠勤三十日以上にわたったとき。

当校は業務上の都合で相当と認めた場合には、休職を命ずることがある。

第五十六条 休職期間は前条第一項第一号及び第二項の場合には、その必要期間とし、前条第一項第二号及び第三号の場合には、一年とする。

第五十七条 当校は、休職期間中でもこの規則の規定に基づき諭示解職又は懲戒解職することがある。

第五十九条 休職期間が満了したときは、遅滞なく復職を願い出なければならない。

復職を許可されない場合には、休職満了のとき退職したものとみなす。

第六十条 当校は、職員が左の各号の一に当たる場合には、休職を命じない限り、労働基準法第二十条の規定により解職する。

- 一. 精神又は身体の故障若しくは虚弱老衰又は傷病のため欠勤の有無に拘らず担当職務に堪えないと認めたとき。
- 二. 勤務成績又は能率が劣悪なとき。
- 三. 人格の欠陥又は学力の不足等により当校の職員として、適格性を欠くものと認められたとき。
- 四. その他前各号に準ずる事項があったとき。

第六十二条 職員は、満六十才に達したとき、停年退職となる。

第六十七条 懲戒の種類は左の通りとする。

一. 譴責

- イ. 訓告 書面で注意する。
- ロ. 戒告 書面で注意し将来を戒める。
- ハ. 厳告 書面で注意し将来を戒め且つ始末書を提出させる。

二. 減給

始末書を提出させ、労働基準法第九十一条による減給をする。

三. 出勤停止

始末書を提出させ、三十日以内の出勤を停止する。

出勤停止期間は勤続年数に加算しない。

四. 降職

始末書を提出させ、身分又は職階を下げ若しくは剥奪する。

身分又は職階に対し特に支給した給与は、降職により支給しない。

五. 懲戒解職

労働基準法第二十条を適用して解職する。

第六十八条 当校は、職員が左の各号の一に当たる場合には、降職、出勤停止、減給又は譴責に処する。

(中略)

- 五. 第十四条第五号に違反し、正当な事由なく遅刻、早退又は欠勤したとき。

(中略)

- 八. 許可なく職場を離脱し又は勤務時間中に私事を行なったとき。
- 九. 業務上の命令又は指示に違反したとき。

第六十九条 当校は、職員が左の各号の一に当たる場合には、懲戒解職に処す

る。但し情状により降職又は出勤停止にとどめることがある。

(中略)

三. 第十四条第八号に違反し、団体活動又は政治活動をしたとき。

(中略)

五. 第十四条第十号に違反し業務を妨害し、若しくは当校の名誉又は信用を傷つけたとき。

(中略)

七. 第十四条第十二号に違反し、当校内で業務外の掲示をし、若しくは図書又は印刷物等の頒布又は貼布をしたとき。

(以下略)

「給与及び旅費規定

第一条 当校の給与は左の通りとする。

一. 基本給

常勤職員は月給、非常勤職員は日給又は時間給、雇員は日給とする。但し非常勤職員又は雇員に対し、特に月給とすることがある。

二. 手当

家族手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、日直、宿直手当及び特別手当とする。

三. 賞与

上期賞与及び下期賞与とする。

基本給、家族手当及び特別手当を基準内賃金とする。

(以下略)

11 高松校における職員の身分

高松校においては、上記 10 の就業規則等に基づき、職員の身分及び職階は、①教育職員、②その他の職員、③雇員に大別した上、教育職員については、校長、教諭、養護教諭、助教諭、講師に分かれ、さらに、講師については、常勤講師と非常勤講師とに区分されている。そのうち教諭、常勤講師及び非常勤講師は、次のように取り扱われている。

(1) 教諭

満 60 歳を停年とするいわゆる終身雇用が予定されている。

(2) 常勤講師

雇用期間は 1 年とされ、更新されない限り、その期間の経過により講師の身分を失う。

賃金は、月給制である。

(3) 非常勤講師

雇用期間は1年とされ、更新されない限り、その期間の経過により講師の身分を失う。

賃金は、時間計算給である。

第2 当委員会の判断

学園は、初審命令が、(1)組合の救済申立資格を認めたこと、並びに(2)①ビラ貼付及び宣伝車による街頭宣伝活動を行ったことを理由として、X1 委員長ほか6名に対し出勤停止処分を行ったこと、②高松校における生徒数の減少並びにこれに伴うクラス数及び授業時間数の減少に対処することを理由として、X1 委員長に対し休職処分を行ったこと、並びに③本件早朝生徒指導命令に従わなかったことを理由として、X16 及び X17 に対し出勤停止処分及び非常勤講師への降職処分を行ったことが不当労働行為に当たると判断したことを不服として、再審査を申し立てているので、以下判断する。

1 組合の救済申立資格について

学園は、組合は、その規約において組合員資格の中にいわゆる中間管理職等の使用者の利益を代表する者を含め、現実にもそのような者を組合に加入させているので、労働組合法第2条但し書第1号に抵触するものであり、同法第5条第1項及び労働委員会規則第34条第1項により本件救済申立ては却下されるべきであると主張する。

しかしながら、労働組合法第2条但し書第1号に該当する者が現実に組合に加入しているとは認められず、また、学園は、同号に該当する者について、具体的に主張、疎明を行っていないことから、上記学園の主張は採用できない。

2 X1 委員長ほか5名に対する昭和55年8月9日付け出勤停止処分及びX6に対する同月10日付け出勤停止処分について

(1) 学園は、次のとおり主張する。

初審命令は、X1 委員長らの行った本件宣伝活動における学園又は理事が学校を金もうけの手段となし、私腹を肥やしている旨の宣伝内容は、正当な組合活動の範囲をやや逸脱しているといわれてもやむをえざる側面があると判断するが、かような宣伝内容は、X1 委員長ら組合員の労働条件ないし労働者としての待遇と全く関連性がなく、学園の名誉と信用を著しく侵害するものである。したがって、かかる活動は、正当な組合活動の範囲を逸脱した悪質かつ違法なものであり、これに参加したX1 委員長らに対する本件各処分は極めて妥当であり、決して初審命令がというような苛酷に過ぎるということはない。

また、初審命令は、労使関係の緊張状態に陥っている原因の一つに組合の団体交渉要求等に対する学園側の不誠実な対応があったとするが、学園は、組合の要求する内容に歩み寄ることは余りできなかったものの、組合からの団体交渉開催の要求自体にはできる限り応じてきているのである。

よって、以下判断する。

- (2) イ 上記の各出勤停止処分の対象となった前記第 1 の 4 の(2)、(4)及び(5)の街頭宣伝活動(以下「本件街宣活動」という。)は、同 3 の(18)並びに 4 の(1)、(2)及び(4)認定のとおり、共闘会議が、学園における組合員に対する不当処分の撤回と正常な労使関係の回復を目的に、学園における労使関係の実情を世論に訴え、広く理解を求めるために行ったもので、組合は、県総評等他の団体とともに共闘会議に加わり、X10 を除く X1 委員長ら 6 名(以下「X1 委員長ら」という。)の組合員は、共闘会議の活動の一環として行うビラ貼付及び宣伝車による街頭宣伝活動に参加していたものであり、また、具体的な宣伝活動は、共闘会議の計画、指示によって行われ、ビラの文言や宣伝車の宣伝文句は、共闘会議の事務局が作成していたことが認められる。

- ロ 次に、本件街宣活動の宣伝内容をみると、前記第 1 の 4 の(2)及び(3)認定のとおり、ビラの文言の中には「高い学費で私腹をこやすな」、「教育をもうけの手段にするな」などが含まれ、宣伝車による宣伝文句の内容も組合員に対する不当処分の撤回、組合との話し合いに応じろなど労使間の問題が全体の基調となつてはいるものの、学園では学校を金もうけの手段と考えている旨の文句が含まれており、確かに、これら宣伝内容には、一部に表現において穏当を欠き、学園の名誉、信用を傷つける恐れのある内容が見受けられ、学園がこれを問題とするのは無理からぬ面がある。

- ハ しかしながら、本件街宣活動に至るまでの経緯をみると、前記第 1 の 2 及び 3 認定のとおり、組合結成以降、学園は、組合活動等を理由として組合員に対し数多くの懲戒処分や雇止め等を行い、労使関係が紛糾する中で、組合にとって重大な関心事であった X3、X1 委員長をはじめとする組合員に対する懲戒処分問題については、組合からの団体交渉の要求を一切拒否し続け、組合と学園の間は、長い間交渉が実質的に閉ざされた状態にあったことが認められる。そして、X1 委員長らが本件街宣活動に参加した原因は、組合員の懲戒処分問題についての団体交渉要求等に対するこうした学園のかたくなな対応にあったのであり、X1 委員長らが本件街宣活動に参加したことには軽率であったと認められる側面があるものの、一方的に X1 委員長らの行為のみを非難するのは酷であると考えられる。

このことと、上記イのとおり、本件街宣活動の具体的な宣伝活動は、共闘会議の要請を受けて X1 委員長ら組合員が参加して行われたものであることを併せ考慮すれば、本件街宣活動を行ったことを事由とする学園の昭和 55 年 8 月 9 日付け及び同月 10 日付け各出勤停止処分は、苛酷に過ぎると考えざるをえない。

ニ 学園は、組合の団体交渉要求等については、組合の要求内容に歩み寄ることは余りできなかったものの、団体交渉開催の要求自体についてはできる限り応じてきていると主張する。

確かに、同 54 年度は月 1 回程度、同 55 年度は 3 回、団体交渉が行われていることが認められるものの、この間、X3、X1 委員長をはじめとする個人の処分・処遇問題については団体交渉の対象にはならない等として団体交渉に一切応じなかったことは前記第 1 の 3 の(17)及び 4 の(8)認定のとおりであり、これを覆すに足りる疎明はない。

ホ X10 について、学園は、4、5 年間 X10 と同一の数学科に所属してきた Y4 教頭補佐の X10 を目撃したとの報告は信頼性の高いものであり、明確に X10 についても同 55 年 6 月 6 日に宣伝車に乗って街頭宣伝活動を行ったという具体的な処分事由が存在したと主張するが、Y4 教頭補佐の証言によると、同教頭補佐が宣伝車に乗って前を向いている男の横顔を左後方 5、6 メートル離れた地点から 2、3 秒間見て、その男が X10 であると認めたとするものであって、信用性に乏しいといわざるをえず、ほかに X10 が同日、宣伝車に乗っていたとする学園主張の事実を認めるに足りる疎明はない。

ヘ 他方、前記第 1 の 2 認定のとおり、学園と組合との間では、組合の結成以降、紛争が相次いだ。すなわち、組合が、組合結成直後の同 52 年 9 月 12 日、学園に対して組合の結成通告をした際に、Y1 理事長は、「組合とは、利益が相反する。行くところまで行く。」、「なんやら知れん、得体の知れんもんとは、団交できん。」等と組合を敵視するような発言をしたことが認められる。その後、同 9 認定のとおり、組合に対し団体交渉を拒否し、あるいは団体交渉に際して誠意ある態度を示さなかったこと、組合ニュース等の配布に対して警告、処分等を行ったこと、及び職場集会のための小会議室の使用に対して警告、処分等を行ったこと等が不当労働行為に当たるとして、組合が、香川地労委に数多くの救済申立てを行い、また組合は紙筒闘争等を行う等、両者は激しく対立してきていた。

このような状況において、学園が、前記第 1 の 3 の(17)認定のとおり、個人の処分問題に対しては団体交渉に応じる義務はない等として団体交渉に正

当な理由なく一切応じていないこと、同(19)認定のとおり、組合あての郵便物を長期にわたり無断で留置したことなどが認められる。

これらのことからすると、学園はかねてから組合及び組合員の組合活動を嫌悪していたと認めるのが相当である。

- (3) 以上のことから判断すると、上記各出勤停止処分は、組合及び組合員を嫌悪し、就業規則違反に藉口して組合の弱体化を企図して行われたものであり、組合員であることを理由とする不利益取扱いであるとともに、組合の運営に対する支配介入であると判断せざるをえない。したがって、これを労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとした初審判断は相当である。

なお、学園は、上記(2)のへの郵便物の留置について、学園に郵送されて来た組合あての郵便物について、その取扱いを模索するため、2、3か月間、学園において保管していたことはあるが、これは、そもそも組合が無断で組合事務所の所在地を学園内として表示したことに原因があるのであって、何ら学園に不当労働行為意思があるとの根拠となるものではないと主張する。

しかしながら、本件留置前においては、高松校に郵送されて来た組合あての郵便物は組合に届けられていたものと推認されるから、組合に何の連絡もせずに3か月という長期にわたり郵便物を一方的に留置していたという事実は、学園が組合を嫌悪していたことを推認させる一つの根拠となるものといわざるをえない。

3 X1 委員長の休職処分及び休職期間満了による退職について

- (1) 学園は、次のとおり主張する。

イ 学園は、本件休職処分時前後の高松校における生徒数の減少、並びにこれに伴うクラス数及び授業時間数の減少に対処するために、X1 委員長の勤務成績等も考慮して、最良かつ必須の経営上の判断として、本件休職処分を行ったものである。

X1 委員長の勤務成績が良好でなかったことは、本件初審命令認定の非違行為(前記第1の3の(14)の表1並びに4の(6)及び(9)認定の処分)等からも明白であり、これは同人が社会科の教科主任をしてきたことにより帳消しにされる性質のものではない。また、同人の共稼ぎの事実については副次的に考慮したに過ぎず、何ら不合理なものではない。

したがって、本件休職処分は不当労働行為には該当しない。

- ロ また、X1 委員長の休職期間満了による退職については、昭和57年3月31日の経過により満了したが、その復職を許可しなかったため、同人は同日の

経過により退職となったものである(就業規則第 59 条)。

なお、休職期間満了の場合は退職が原則であり、復職させるか否かは学園が自由裁量により決すべき事柄であるが、X1 委員長の場合には不許可としたものである。

ただし、同人については、同年 4 月 1 日から非常勤講師として採用した。

よって、以下判断する。

(2) 休職処分について

イ 高松校における生徒数及びクラス数の推移をみると、前記第 1 の 5 の(4)認定のとおり、昭和 52 年度以降年々減少し、同 56 年度においては、生徒数は 718 名(前年度より 113 名減)、クラス数は 18 クラス(前年度より 2 クラス減)となっていることが認められる。これに伴い、前記第 1 の 5 の(5)及び(7)認定のとおり、同 56 年度の社会、国語、数学、理科及び英語の各教科の週当たり教科総時間数は、前年度に比べ、それぞれ 10 時間、11 時間、15 時間、13 時間及び 8 時間減少している。

こうした状況に対応して、学園においては、高松校において、同 5 の(2)認定のとおり、同 56 年度においては、復帰時期を迎えた出向者 X13 を復帰させ、10 名の退職者に対し、新規採用者は講師 3 名及び嘱託 3 名にとどめ、加えて、教諭 3 名を丸亀校に転勤させる措置を講じたものと認められる。

また、教科別には、社会科以外の各教科(国語科、数学科、理科及び英語科)において、1 名ないし 3 名の教員の減員が図られていることから、同 56 年度において、上記 X13 の復帰時期を迎えていた社会科においても運営管理上何らかの対応を迫られていたことは推察できる。

しかしながら、同 5 の(2)認定のとおり、同 56 年度は、社会科以外の教科においては講師等の退職に伴う不補充又は嘱託の採用等及び教諭の丸亀校への配転によって生徒数の減少に対処していること、及び同 5 の(3)認定のとおり、生徒数の減少に伴い教員の人員削減が行われたとみられる同 54 年度以降同 57 年度までの間に生徒数の減少に対処するために行われた休職処分は本件のみであることなどからして、学園が、同 56 年度において、生徒数の減少を理由として社会科の教諭 1 名を休職処分にする必要性は必ずしも明らかでない。

加えて、高松校における休職処分は、就業規則第 59 条及び学園の主張によれば、休職満了時には退職が原則であり、復職願が許可されない場合は休職期間満了時に退職したものとみなされ、自動的に教諭の身分を喪失するというものであり、事実上解雇に準ずる処分であると認められるから、これは、

安易に行われるべきでなく、学園としては、極力休職処分回避のための手段を講じるよう努めるべきものと考えられる。しかるに、本件を通じ、学園においてそのような努力がなされたと認めるに足りる疎明はない。

ロ 学園は、X1 委員長を休職処分の対象として選定したことについて、本件休職処分前の X1 委員長の勤務成績が社会科の教員の中で一番悪かったことが主たる理由であると主張し、その具体的な事由として、X1 委員長が組合委員長として、いろいろの違法な組合活動を指揮し、自ら参加し、就業規則違反による懲戒処分、警告を多く受けていたこと、及びクラス管理が良くなかったことを挙げる。

(イ) 学園が、X1 委員長を休職処分とした理由として挙げる X1 委員長の処分及び事由についてみると、これらの処分のうち、昭和 53 年 3 月 23 日付け訓告処分 2 件、及び同 56 年 3 月 27 日付け出勤停止処分については、それぞれ前記第 1 の 2 の(2)及び 4 の(9)認定のとおり、当委員会又は香川地労委において、これらの行為はいずれも正当な組合活動の範囲を逸脱したもので、当該各処分は不当労働行為に当たらないとされているが、他方、ビラ貼付及び宣伝車による街頭宣伝活動を対象とした同 55 年 8 月 9 日付け出勤停止処分については、当委員会は、上記判断 2 で、労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為であると判断しており、そのほか、前記第 1 の 3 の(14)の表 1 に掲げる処分のうち、同 53 年 11 月 24 日、同 54 年 3 月 8 日、同月 12 日付けの訓告処分 3 件、同 54 年 5 月 7 日、同年 8 月 9 日、同 55 年 2 月 4 日付け厳告処分 3 件、同 54 年 3 月 20 日付け出勤停止処分については、学園からの具体的事実の内容、態様について疎明がなく各処分事由が正当な組合活動でないとは一概にいい難いものである。加えて、上記処分のうち、Y1 理事長と Y2 校長の乗った車を包囲しての要請行動に対する同 54 年 3 月 12 日付け訓告処分及び同月 20 日付け出勤停止処分は、同 3 の(6)及び(7)認定のとおり、同一の事実を反復して処分の対象としている。さらに、上記各処分の対象となった行動はすべて組合活動として行われたもので、学園側のかたくなな態度によって助長された側面がある。以上を併せ考えると、X1 委員長がこれらすべての処分を受けていることをもってしても事実上解雇に準ずる本件休職処分を正当化することには疑問がある。

(ロ) 学園は、X1 委員長のクラス管理が良くなかったとすることについて、X1 委員長が優秀クラスを担任した際の同クラスの大学進学成績が悪かったこと等の事実を挙げるが、それらは事実の存在を裏付けるに足りる疎

明がなかったり、一方的に X1 委員長にクラス管理の責任を問うことは適当とはいえないものであり、いずれも X1 委員長のクラス管理が悪かったと認めるに足りる疎明はないものである。

(ハ) 併せて、学園は、X1 委員長以外の社会科の教員の全員について勤務成績を明らかにしておらず、また、休職者の選定に当たって勤務成績の優劣について他の社会科の教員の全員に対して、公正に比較、検討を行ったとの疎明もない。

(ニ) 一方、同 5 の(1)認定のとおり、X1 委員長は同 43 年度から同 54 年度まで 12 年間の長期にわたり、社会科の教科主任を務めていることからすれば、学園は、少なくとも同 54 年度ころまでは社会科の教員として X1 委員長の能力を問題にしていなかったことがうかがわれる。

(ホ) 以上からすると、学園が主張するように X1 委員長の勤務成績が他の社会科の教員と比べて著しく悪かったとは考え難い。

ハ また、学園は、本件休職処分の根拠として、X1 委員長の妻の共稼ぎの事情については副次的に考慮したにすぎず、不合理はないと主張するが、X1 委員長が共稼ぎであることをもって、他の教員と比較して経済的に恵まれているとは断定できず、共稼ぎであるという事実は、事実上解雇に準じるものと認められる休職処分の対象者に X1 委員長を選んだ理由としては、たとえ副次的理由であるにしても、合理性を認めることはできない。

ニ 以上のとおり、生徒数の減少によるクラス数の減少に伴い、学園において運営管理上何らかの対応に迫られていたことは認められるものの、事実上解雇に準ずる休職処分を行うまでの必要性があったかは明らかでなく、また、休職処分を回避するために他の手段をとる努力を学園が十分尽くしたと認めるべき疎明がない。さらに、休職処分の対象者に X1 委員長を選んだとして挙げる学園の理由には合理性が認められず、他に X1 委員長を休職処分としなければならなかった合理的な理由は見出し難い。

他方、本件休職処分は、上記判断 2 の(2)のハ及びへのとおり、組合結成以降、労使紛争が多発し、学園が、組合が行う組合活動に対して懲戒処分等を繰り返し行い、それら懲戒処分等の撤回を求める組合と激しく対立してきていた中で行われたものであり、また、学園は、組合からの本件休職処分についての団体交渉申入れに対して、個人の問題であるとして応じなかったことは、前記第 1 の 6 の(1)ないし(3)認定のとおりである。

以上のことからすれば、学園が X1 委員長を休職処分としたのは、学園が X1 委員長の組合活動を嫌悪し、生徒数の減少等に対処するための措置に籍口

して、同人の職場からの排除を図り、もって組合の弱体化を図ったものであるといわざるをえない。

したがって、学園による X1 委員長に対する本件休職処分は、同人の組合活動を理由とする不利益取扱いであるとともに、組合の運営に対する支配介入であって、これを労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為であるとした初審判断は相当である。

(3) 休職期間満了による退職について

本件退職は、休職期間満了の際に X1 委員長からの復職の願い出に対して学園が不許可としたことによるものである。ところで、本件休職処分が不当労働行為であることは上記(2)で判断したとおりであり、したがって、本件休職期間満了の際の復職願い出に対する不許可は、自らなした不当労働行為より生じた状態を前提とするものであって、当然、本件休職処分と同じく労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為であるというべきである。

4 X16 及び X17 に対する出勤停止処分、降職処分及び雇止めについて

(1) 学園は次のとおり主張する。

イ 本件早朝生徒指導命令は、就業規則第 15 条但し書に基づくもので、命令を行うにつき団体交渉等を行う必要がないという意味で学園が一方的に行いうるものであり、また、1 年間の 15 分間繰上げ出勤は苛酷なものではない。

ロ X16、X17 の両名は、同時に命令された X19 が 1 年間を通じて本件早朝生徒指導命令を遵守したにもかかわらず、個人的に 15 分間の繰上げ出勤が気に入らないことから、執ように学園の命令を無視し続けたものである。かかる命令違反を理由として、X16、X17 を処分したことは不当労働行為には該当しない。

ハ 非常勤講師は、1 年以内の期間で契約し、更新するか否かは学園の裁量で決することとしている。X16、X17 の両名については、非常勤講師への降職後、昭和 58 年度及び同 59 年度につき、非常勤講師としての契約を更新したが、同 60 年度以降は学園の裁量によりこれを更新しないこととして契約期間満了の通知をなし、両名を雇止めとしたものである。

よって、以下判断する。

(2) 出勤停止処分及び降職処分について

イ 前記第 1 の 7 の(3)及び(12)認定のとおり、本件早朝生徒指導命令は、学園が、就業規則第 15 条において職員の始業時刻は午前 8 時 30 分と定められているところ、同条但し書を適用して、「当分の間、毎朝玄関前で 8 時 15 分から生徒の服装指導をする」旨命じたものである。この場合において、本件早

朝生徒指導命令中の「当分の間」とは、前記第 1 の 7 の(3)認定のとおり、1 年間の趣旨であり、本件命令は 1 年間で予定したものであったことが認められる。

- ロ 確かに、前記第 1 の 7 の(2)認定のとおり、本件早朝生徒指導命令が発せられた前年度の昭和 55 年度において、高松校では生徒の服装の乱れや遅刻が目立ち始めたことが認められ、その当時生徒指導を強化する必要性があり、また、生徒指導の性格からしてある程度長期にわたる継続的指導が必要であったと考えられる。

しかしながら、本件早朝生徒指導命令は、特定の職員が、15 分間とはいえ、毎朝繰上げ出勤して、1 年間という長期にわたって玄関前で服装指導を行うことを内容とするものであり、本件早朝生徒指導命令を受けた職員は、家庭事情、交通事情等との関係で生じる日常生活への影響や前記第 1 の 7 の(3)認定のとおり、毎朝行われる職員朝礼に出席できなくなることによって生じる業務への支障などを考慮すれば、同命令を受けなかった他の職員に比べてかなり過重な負担を負うことになるというべきである。しかも、前記第 1 の 7 の(3)認定のとおり、学園が同命令の根拠とする就業規則第 15 条但し書の規定は、関係者間において、臨時的な必要性が生じたときに適用すると解されていた。したがって、学園は、本件のように、長期にわたって早朝指導の命令を行うに当たっては、特定の者に過重な負担を強いることのないように配慮すべきであり、また、仮に、特定の者に命ずる必要があるとしても、その場合には、命令の対象者に対し、相当期間の余裕をもって事前の打診なり予告をした後に行うべきが相当である。

- ハ 他方、前記第 1 の 7 の(2)及び(3)認定のとおり、生徒指導部では、同 54 年度に学園の承認を受けて「服装についての指導基準」を作成し、同基準は翌年度以降生徒に配布されてきていたこと、及び、本件早朝生徒指導命令を X16、X17 らに発した理由について、Y3 校長は、X16、X17 らが生徒指導部の生活指導係の校内担当であるからとしていることを考え併せれば、学園は、高松校における服装指導については、生徒指導部を第一次的に担当すべき組織として位置付けていたことがうかがえる。

また、同 7 の(2)認定のとおり、学園は、同 55 年度、生徒指導部が自主的に行った輪番制による遅刻指導について、特に異議を唱えておらず、生徒指導部のこうした自主的取組みを尊重していたことがうかがえる。

- ニ しかるに、学園は、本件早朝生徒指導命令については、生徒指導部には事前に何ら説明等を行うことなく、年度当初の職員会議の場で、直接、X16、X17

ら3名に対して突然かつ一方的に命令を発したものである。そして、前記第1の7の(5)及び(6)認定のとおり、生徒指導部が、教育的効果と個々人の業務負担を考慮して自主的に作成した輪番制による生徒指導計画(玄関前での早朝の服装指導を含む。)について、同56年4月及び同年6月頃、学園は、輪番制ではいけない理由等を一切説明することなく、同計画では、X16、X17ら3名が毎朝玄関前で服装指導を行うことになっていないという理由のみで却下し、あくまでX16及びX17の本件早朝生徒指導命令の遵守に固執し続けた。

ホ 学園は、X16及びX17に対し、同年8月4日付けの出勤停止処分を行った後は、依然として両名が、本件早朝生徒指導命令に従っていなかったにもかかわらず、これに対応して他の者を指名する等により学園の考える特定の者による服装指導の実効性を確保するための措置を講ずることなく、2学期、3学期にそれぞれ1回ずつ、両名に同命令に従うよう注意を行ったのみである。また、X16、X17が本件命令に反して従うこととなった輪番制による早朝生徒指導計画を企画、実行した生徒指導部に対しては、学園は、その責任を何ら問題にしていないことが認められる。

ヘ 学園のこれらの対応と、同年度末になって、X16、X17に対し、いきなり非常勤講師への降職処分を行ったことを併せ考えると、学園の対応は不自然であり、学園が行った本件早朝生徒指導命令並びに同命令違反を理由とする本件出勤停止処分及び降職処分には他意をうかがわせるものがある。

ト また、学園は、前記第1の7の(10)認定のとおり、組合が、本件早朝生徒指導命令に伴う就業時間の変更について繰り返し団体交渉を申し入れたのに対し、団体交渉になじまないとして団体交渉を拒否し続けた。

チ 前記第1の11の認定のとおり、非常勤講師は、時間給であり、かつ、雇用期間が1年とされ、更新請求権はないものであり、本件降職処分がなされることにより、X16、X17の両名は、満60歳を停年とする雇用関係の身分を失い、1年経過後、学園の意思によって更新されない限り、雇用関係を終了させられるものである。これらのX16、X17に及ぼす影響を考慮すれば、本件降職処分は実質的には解雇に準ずる処分であるといわざるをえず、本件早朝生徒指導命令に従わなかったことに対する処分としては、苛酷なものと考えられる。

リ 以上のことと、上記判断2の(2)のヘのとおり、当時、高松校において労使紛争が多発し、労使間が緊張状態にある中で、学園が組合及び組合員の組合活動を嫌悪していたことが認められること、及びその後の早朝指導が組合員のみにも命令されていることを併せ考えると、本件早朝生徒指導命令は、X16及びX17が組合員であることを嫌悪して発せられたものであると考えざるを

えず、同命令に対する違反を理由とする本件出勤停止処分及び降職処分は、X16、X17 の書記長などとしての組合活動を嫌悪し、X16、X17 の命令違反に籍口して、組合の弱体化を企図して行われたものであり、X16、X17 が組合員であること及び両名の組合活動を理由とする不利益取扱いであるとともに、組合の運営に対する支配介入であると判断せざるをえない。したがって、これを労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為であるとした初審判断は相当である。

ヌ なお、学園は、早朝指導の命令が組合員のみに対して行われているのは、生徒指導部の当該係(生活指導係(校内担当))に組合員がいた関係で結果的に同命令が組合員のみに対し行われたまでで、特段の意味はないと主張するが、前記第 1 の 8 の(5)及び(6)認定のとおり、学園は、早朝指導の命令が発せられた同 56 年度以降同 60 年度まで同命令の対象者が選ばれた生活指導係(校内担当)と交通安全教育係には、体力等を考慮したため同命令を発しなかったとされる女性を除き、男性は 1 名を除きすべて組合員を配置していることと、同命令を受けた 11 名の組合員のうち 9 名は組合の役員であり、また、4 名は二度同命令を受けていることを併せ考えると、学園の主張は採用できない。

ル さらに、学園は、X16、X17 は、当時たまたま、組合員が生徒指導部内で過半数を占めていたことを奇貨として、校長命令に違反することを知りながらあえて生徒指導部の決定という形をとらせて、輪番制指導方式を採用するという暴挙に出たものであって、極めて悪質といわざるをえず、輪番制方式の採用は無効なものであると主張するが、仮に、生徒指導部内で組合員が過半数を占めていたことが事実であるとしても、同部において、輪番制による生徒指導の決定に至る過程で組合員が過半数を占めていることで圧力をかけるなど同決定が不公正な形で行われたと認めるに足りる疎明はなく、学園の主張は採用できない。

(3) 本件非常勤講師の雇止めについて

本件非常勤講師の雇止めは、学園が X16、X17 の非常勤講師としての契約を更新しないこととして契約期間の満了の通知を行ったことによるものである。ところで、本件非常勤講師への降職処分が不当労働行為であることは上記(2)で判断したとおりであり、したがって、本件非常勤講師としての契約の期間満了の通知は、自らなした不当労働行為により生じた状態を前提とするものであって、当然、本件降職処分と同じく労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為であるというべきである。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第 25 条及び第 27 条並びに労働委員会規則第 55 条の規定に基づき、主文の通り命令する。

平成 6 年 4 月 20 日

中央労働委員会

会長 萩 澤 清 彦 ⑩